

■**淳和天皇** 53代天皇。桓武天皇の第3皇子。嵯峨上皇の後見を得て、古代において最も安定した時代を現出した。

じゅんなてんのう

長岡京中斷・ 786＝ 生。桓武天皇の第3皇子。母は藤原百川の女の夫人旅子。諱は大伴。

平安京遷都・ 794＝ 8歳：
・ ・ ・ ・ ・ 795＝ **9歳**：

・ ・ ・ ・ ・ 798＝12歳：元服。

最澄空海渡唐 804＝**18歳**：度者1人を賜わった。時に三品・式部卿。

桓武天皇没・ 806＝20歳：親王の称号を除くよう願ったが許されず、治部卿。

薬子の変・ ・ 810＝24歳：_藤原薬子の変が起こり、皇太子高岳親王が廃され、代わって皇太弟となり、

・ ・ ・ ・ ・ 813＝**27歳**：

最澄没・ ・ ・ 822＝**36歳**：

嵯峨上皇・ ・ 823＝37歳：***嵯峨天皇の譲位をうけて踐詐。嵯峨は、淳和天皇の第1皇子恒世親王を皇太子に立てようとしたが、恒世親王が固辞したので、嵯峨の皇子正良親王を立て、側近を登用し、**

・ ・ ・ ・ ・ 824＝38歳：天長と改元。_詔書を下して意見を奉らせ、政治の刷新をはかった。

桓武平氏始・ 825＝39歳：外戚の大納言藤原緒嗣を右大臣にするため、久しく空席となっていた左大臣に藤原冬嗣を昇任させた。

・ ・ ・ ・ ・ 826＝40歳：側近の清原夏野の奏状に基づいて、上総・常陸・上野の3国を親王任国とした。

経国集・ ・ ・ 827＝41歳：正子内親王を皇后とする。_法典整備や国史・詩文集の編纂にもつとめ、「**経国集**」が撰准された。「**令義解**」の編纂を命じ、また、嵯峨朝に編纂された「**内裏式**」を改定し、

・ ・ ・ ・ ・ 830＝44歳：_嵯峨朝に着手された国史の編纂を再開し、嵯峨朝に編纂された格式を施行した。

・ ・ ・ ・ ・ 831＝**45歳**：

・ ・ ・ ・ ・ 833＝47歳：***「令義解」完成。「内裏式」改定作業も成ると、西院に遷御、淳和院において、皇太子正良親王(仁明天皇)に譲位。皇太子には、淳和の第2皇子恒貞親王が立てられた。淳和は、権中納言藤原吉野を遣わして、恒貞が皇太子に冊立されることを辞退したが聴されなかった。吉野は、右近衛大将を辞任し、淳和院に陪奉することになる。**

・ ・ ・ ・ ・ 834＝48歳：正月に、まず仁明が淳和を、つぎに淳和が嵯峨を、さらに仁明が嵯峨を訪問、以後朝覲行幸が定着。

空海没・ ・ ・ 835＝49歳：淳和上皇に封戸2千戸、皇太后正子内親王に1千戸が支給された。空海が遷化すると、かねて親交のあった空海に弔書を送り、その遷化をいたむ。

・ ・ ・ ・ ・ 840＝**54歳**：***病の重くなった淳和上皇は、恒貞親王に薄葬のこと、国忌や荷前の例から除くことを、仁明天皇に伝えることを遺言し、さらに遺骨は碎いて粉となし山中に散ずることを遺言。藤原吉野は遺骨の件については反対したが、上皇は、嵯峨上皇に奏聞し裁下を得るよう命じ、崩じた。遺骨を大原野の西山嶺に散じた。淳和は書をよくし、詩を好み、「凌雲集」に5首、「文華秀麗集」に8首、「経国集」に3首、「類聚国史」に和歌1首が残っている。西院帝ともいう。**